

福岡県公報

平成22年10月15日
第3172号

目次

告示(第1613号 - 第1631号)

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
土地改良事業計画の変更の同意	(農村整備課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
都市計画の変更	(都市計画課)	5
基本測量の実施	(県土整備総務課)	5
基本測量の実施	(県土整備総務課)	6
基本測量の実施	(県土整備総務課)	6
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	6

県基幹統計調査の実施の一部改正 (調査統計課) 7
 公安委員会
 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) 7

告示

福岡県告示第1613号
 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年8月8日農林水産省告示第1019号(1に係るものに限る。)
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1614号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市久原字宮崎70番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市3149番地の5

太田 繁成

福岡県告示第1615号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年9月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ニシコー春日プラザ
- (2) 所在地 福岡県春日市大和町4丁目30番地

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
西部ガス興商株式会社 代表取締役 長谷川 昭夫	西部ガス興商株式会社 代表取締役 福田 陽介

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ベスト電器 代表取締役 有園 憲一 福岡市博多区千代六丁目2番33号	株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司 福岡市博多区千代六丁目2番33号

株式会社チヨダ
代表取締役 舟橋 政男
東京都杉並区成田東四丁目39番8号

株式会社青五
代表取締役 福永 兼一
広島県福山市王子町二丁目14番38号
青山王子ビル1F

福岡県告示第1616号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 二日市ショッピングバザール
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市二日市北二丁目2番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

田川	県道	八香女春線	前	田川郡大任町大字今任原1352番3先から 田川郡大任町大字今任原2101番2先まで	7.0 ~ 13.1	392.0
			後	同上	7.5 ~ 14.2	

福岡県告示第1618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八香女春線	田川郡大任町大字今任原1352番3先から 田川郡大任町大字今任原2101番2先まで

福岡県告示第1619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

八女	久留米線 筑後	久留米市荒木町藤田1098番4先から 久留米市荒木町藤田1088番2先まで
----	------------	--

福岡県告示第1620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項に基づいて、同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業の計画の変更に同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
筑前町	農業用ため池整備 (釣鐘地区)	平成22年9月29日

福岡県告示第1621号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市山川町尾野字杉山1682 - 4、1682 - 12、1682 - 13、1683 - 2、1683 - 7、1683 - 9、1683 - 10、1684 - 1、1684 - 6、1684 - 7、1687 - 1、1690、1690 - 2、1692 - 1、1692 - 5、1692 - 6、1695 - 1、1695 - 9 及び1695 - 10
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
みやま市瀬高町小川5番地
みやま市長
西原 親

福岡県告示第1622号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年9月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人 障害者救済&人権啓発・公正取引推進協議会

(変更後)

特定非営利活動法人 障害者支援&人権啓発・公正取引推進協議会

(2) 代表者の氏名

押川 吉男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区住吉4丁目5番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、失業者・高齢者・身体障害者等のいわゆる社会的弱者や永年にわたり、いわれなき差別を受けてきた地域及びその地域住民に対して下記の事業を行い、日々高度発達する情報技術社会に容易に対応でき、人間が人間らしく如何なる差別も受けず社会生活を何不自由なく闊達に送り、地域の防犯・安全を確保し崇高な福祉社会の確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1623号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年9月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 クックルー・ステップ

(2) 代表者の氏名

古賀 裕子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区平尾2丁目17番20-905号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「障がい児とその保護者が心身ともに豊かな生活ができるように」という願いのもと、障がい児とその保護者そして支援者とが協力しあい、情報の発信や交換を行い、交流の場を設け子供たちが楽しめて、保護者も元気と勇気が得られ、そして支援する人たちも社会的成長が図られて、全ての人々がより充実した幸せな生涯を送れるような活動を行う。また、障がい者の側から継続的に情報発信することで、また交流広場の運営やボランティア養成活動を積極的に展開することで、社会へ働きかけ、障がい者の問題を社会全体で共有し、それらの解決を支援者とともに進めていき、全ての子供たちの潜在能力を十分に開花させるとともに健全に伸ばすことが可能な社会を生み出し、全ての人々の自立した暮らしを支えることができる地域社会を実現してゆくことを目的とする。

福岡県告示第1624号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年9月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 人材支援センター
 - (2) 代表者の氏名
野中 長武
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区山王1丁目2番30号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、福祉や介護に係わる人材の養成研修事業や紹介派遣事業及び介護保険事業等を行うことにより、保健・医療又は福祉の増進を図る活動を目的とする。

福岡県告示第1625号
 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月15日
 福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年9月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人共生の郷
 - (2) 代表者の氏名
立石 寿満子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡市早良区室見団地3-9
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く中高年齢者や一般市民が新しい科学と出会うことによって、保健又は福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、環境保全などの活動を通じて、人間の身体、自然、水、食べ物、空気等々あらゆる酸化を還元して蘇生させ、自らの身体や心を癒しながら、情報化社会へ対応できる職業能力を身に付け、お互いに助け合いながら共同生活をし、自立して生涯元気に働き続け、地域経済の発展に寄与できるように幫助することを目的としている。

福岡県告示第1626号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。
 平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡
 筑後都市計画公園及び瀬高都市計画公園9・6・1号筑後広域公園を変更

福岡県告示第1627号
 測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。
 平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
基本測量（精密地形調査）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市、中間市、遠賀郡芦屋町、水巻町、遠賀町	平成22年6月21日から 平成23年3月31日まで

福岡県告示第1628号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市、鞍手郡小竹町	平成22年9月10日から 平成23年3月1日まで

福岡県告示第1629号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（基準点改測）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
築上郡上毛町	平成22年10月14日から 平成22年12月22日まで

福岡県告示第1630号

久保白ダム土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
岩崎 秋夫	飯塚市高田763番地1
伏原 政利	" 庄司654番地
末吉 清範	嘉穂郡桂川町大字中屋64番地1
紫田 誠夫	飯塚市横田135番地
清水 郁也	" 中906番地
肘井 民祐	" 相田923番地
野見山 政之	" 蓮台寺1174番地
國廣 秀喜	" 潤野450番地1
海藏寺 隆	" 津原924番地
宮崎 重治	" 秋松265番地
川口 竹志	" 椿598番地23
岡松 榮造	" 弁分381番地
橋本 周	" 忠隈495番地2
中村 秀二	" 掘池123番地13

2 退任監事

氏名	住所
岡松 増而	飯塚市花瀬512番地3
林田 豊一	" 棕本338番地
林田 邦久	嘉穂郡桂川町大字中屋251番地1
吉里 茂記	飯塚市鯉田2525番地87
佐藤 秀男	嘉穂郡桂川町大字土居424番地

3 就任理事

氏名	住所
伏原 政利	飯塚市庄司654番地

國 廣 秀 喜	飯塚市潤野450番地 1
野見山 政 之	" 蓮台寺1174番地
須 堯 忠 臣	" 伊川768番地
安 永 道 宏	" 横田844番地 2
佐 伯 信 幸	" 立岩1002番地 2
海藏寺 隆	" 津原924番地
上 田 秀 樹	" 太郎丸510番地 8
花 岡 義 夫	" 太郎丸939番地 1
岡 松 秀 次	" 安恒374番地 1
深 町 義 則	" 高田1031番地 1
末 吉 清 範	嘉穂郡桂川町大字中屋64番地 1
橋 本 周	飯塚市忠隈495番地 2
有 吉 通 徳	" 枝国574番地16

4 就任監事

氏 名	住 所
吉 竹 幸 雄	飯塚市柳橋524番地 1
瀧 本 保	" 秋松631番地 4
林 田 邦 久	嘉穂郡桂川町大字中屋251番地 1
山 本 芳 喜	飯塚市鶴三緒1387番地
安 藤 勇 二	" 楽市586番地10

福岡県告示第1631号

県基幹統計調査の実施（平成21年10月福岡県告示第1556号）の一部を次のように改正する。

平成22年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

「平成21年10月 1 日から平成22年 9 月30日までの各月の移動人口情報を各月」を「調

査月」に改める。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第285号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成22年10月15日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日	講習時間	講 習 場 所
平成22年12月8日（水） から同年12月16日（木） までの間	午前9時30分から午後 5時30分まで（3日目 から6日目までの講習 については、午後4時 35分まで、最終日の講 習については午後0時 10分までとし、その後 午後1時00分から修了 考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

3 受講定員

36名

4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続等

- (1) 受付期間
平成22年11月10日（水）から同年11月12日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
イ 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
(ア) 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

- (イ) 4(2)に該当する者
合格証明書（1級）の写し
- (ウ) 4(3)に該当する者
合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- (エ) 4(4)に該当する者
旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(5)に該当する者
旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(4) 講習受講手数料

47,000円
受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

6 申込方法等

- (1) 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。
受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- (2) 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受

付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

- (3) 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に受講申込手続を行わなかった者の事前申込み及び受付番号は、無効とする。
- (4) 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

7 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受ける講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みの際は、事前に購入しておくこと。